

見附市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第12号

見附市財務規則の一部を改正する規則

見附市財務規則（昭和39年見附市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

職員手当等			○	
うち勤勉手当			支出命令権のみ○	
うち退職手当			支出命令権のみ○	
共済費			○	○

」

を

「

職員手当等			勤勉手当及び退職手当を除く ○	
共済費			○	○

」

に改め、同表中

「

注

- 1 この表に掲げる専決区分は、各費目等の区分についての1件の金額を示す。
- 2 教育長については、教育委員会所掌にかかる事件のみとする。

- 3 施設長は、中央公民館長とする。
- 4 ○印は、金額に制限なく当該欄の職にある者に専決させる。
- 5 2以上の費目にわたる事件にあつては、その費目のうち上級の者に専決させる費目について適用し、2以上の費目のうち市長の決定を要する費目があるときは、その事件には適用しない。
- 6 変更後の額が変更前の額を超えるときは変更後の額について、変更後の額が変更前の額以下であるときは変更前の額について、それぞれこの表を適用する。
- 7 継続費及び債務負担行為に係るものについては、相当する費目についてこの表を適用する。
- 8 第30条第3項第3号から第10号までに掲げる経費については、金額にかかわらず課長及び施設長に専決させるものとし、この表は適用しない。
- 9 定額の資金を運用するための基金に係るものについては、相当する費目についてこの表を適用する。
- 10 契約の執行についての専決区分の適用に当たっては、実施設計額又は見積額による。

ただし、第162条第1項ただし書に定める単価に係る契約の執行については、課長に専決させるものとし、この表は適用しない。
- 11 工事請負費のうち、見附市建設工事請負基準約款(平成9年見附市告示第3号)第35条第1項に規定する前払金及び同条第2項に規定する中間前払金の支出命令については、所属長の専決とする。
- 12 後納郵便料、自動車損害共済保険料、建物総合損害共済保険料、有料道路通行料及びテレビ受信料並びに公共料金(電気、ガス、水道、下水道及び電信電話)の口座自動振替の支出命令については、総務課長の専決とする。

を
「

注

- 1 この表に掲げる専決区分は、各費目等の区分についての1件の金額を示す。
- 2 教育長については、教育委員会所掌にかかる事件のみとする。
- 3 施設長は、中央公民館長とする。
- 4 ○印は、金額に制限なく当該欄の職にある者に専決させる。
- 5 2以上の費目にわたる事件にあっては、その費目のうち上級の者に専決させる費目について適用し、2以上の費目のうち市長の決定を要する費目があるときは、その事件には適用しない。
- 6 変更後の額が変更前の額を超えるときは変更後の額について、変更後の額が変更前の額以下であるときは変更前の額について、それぞれこの表を適用する。
- 7 継続費及び債務負担行為に係るものについては、相当する費目についてこの表を適用する。
- 8 第30条第3項第3号から第10号までに掲げる経費については、金額にかかわらず課長及び施設長に専決させるものとし、この表は適用しない。
- 9 定額の資金を運用するための基金に係るものについては、相当する費目についてこの表を適用する。
- 10 契約の執行についての専決区分の適用に当たっては、実施設計額又は見積額による。ただし、第162条第1項ただし書に定める単価に係る契約の執行については、課長に専決させるものとし、この表は適用しない。
- 11 後納郵便料、自動車損害共済保険料、建物総合損害共済保険料、有料道路通行料及びテレビ受信料並びに公共料金(電気、ガス、水道、下水道及び電信電話)の口座自動振替の支出命令については、総務課長の専決とする。

12 支出命令については、課長の専決とする。ただし、第8項及び前項に規定するもの並びに施設長に専決させるものを除く。

に改める。

別表第2備考中「各号」を「各項」に改める。

別表第4中

<p>8 旅費 市の機関の依頼又は招請等により旅行した職員以外の者の費用弁償、法令の規定に基づかない特別職の職員臨時講師の旅費</p>	<p>支出決定のとき 旅行依頼のとき</p>	<p>支出しようとする額 旅行に要する旅費の額</p>	<p>請求書、旅行命令簿、旅行依頼簿、旅行依頼決裁書</p>	<p>条例又は規則において支給基準が定められているもの以外について支給基準を定める場合には第34条第5号の規定を適用し、企画調整課長及び会計管理者に合議又は協議すること。この場合、第29条第2項を適用し、執行伺を要しない。</p>
---	----------------------------	---------------------------------	--------------------------------	---

を

<p>8 旅費 市の機関の依頼又は招請等により旅行し</p>	<p>支出決定のとき 旅行依頼</p>	<p>支出しようとする額 旅行に要</p>	<p>請求書、旅行命令簿、旅行依頼簿、旅行依頼決裁書</p>	<p>条例又は規則において支給基準が定められているもの以外につ</p>
------------------------------------	-------------------------	---------------------------	--------------------------------	-------------------------------------

<p>た職員以外の者の費用弁償、法令の規定に基づかない特別職の職員臨時講師の旅費</p>	<p>頼のとき</p>	<p>する旅費の額</p>	<p>いて支給基準を定める場合には第34条第5号の規定を適用し、企画調整課長及び会計管理者に合議又は協議すること。この場合、第30条第2項を適用し、執行伺を要しない。</p>
--	-------------	---------------	---

に改め、同表中

<p>10 需用費 消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、修繕料、賄材料費、飼料費及び医薬材料費</p>	<p>契約を締結するとき(請求のあったとき)</p>	<p>契約金額(請求のあった額)</p>	<p>契約書、見積書、発注書、請求書、仕様書(請求書、納入通知書)</p>	<p>単価契約によるものは、括弧書によることができる</p>
<p>光熱水費</p>	<p>請求のあったとき</p>	<p>請求のあった額</p>	<p>請求書、検針表、単価契約書、請求書、内訳書</p>	

を

10 需用費 消耗品費、燃 料費、食糧費、 印刷製本費、 修繕料、賄材 料費、飼料費 及び医薬材料 費	契約を 締結す るとき (請求の あった とき)	契約金額 (請求の あった 額)	契約書、見積 書、発注書、請 書、仕様書(請 求書、納入通 知書)	単価契約による ものは、括弧書に よることができる。
光熱水費	請求の あった とき	請求のあ った額	請求書、検針 表、単価契約 書、請書、内訳 書	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の見附市財務規則の規定は、令和5年度分の予算の執行から適用し、令和4年度分までの予算の執行については、なお従前の例による。